

## 介護給付費負担金の交付が過大

3件 不当金額(支出) 577万円  
(前年度 1件 645万円)

### 1 負担金の概要

介護保険(後掲78ページ参照)に対する国庫助成の一つとして、市町村(特別区を含む。)が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、市町村並びに市町村の事務の一部を処理するために設けられた一部事務組合及び広域連合に対して介護給付費負担金が交付されている。

負担金の交付額は、次の計算式により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{介護給付及び予防給付に} \\ \text{要する費用の額} \\ \text{(介護給付費等)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{国の負担割合} \\ \left[ \begin{array}{l} \text{施設等分 } 15/100 \\ \text{その他分 } 20/100 \end{array} \right] \end{array}}$$

そして、国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

- (ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費等であり、負担割合は15/100
- (イ) その他分は、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は20/100

### 2 検査の結果

3県の3市町は、介護給付費等について施設等分とその他分の区分を誤り、国の負担割合が高いその他分を過大に集計するなどして負担金の交付額を過大に算定していた。このため、交付額計577万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

<事例>

山梨県上野原市は、平成29年度から令和元年度までの負担金の交付額の算定に当たり、介護給付費等のうち特定入所者介護サービス費について、費目に応じて、居住費を「施設等分」に、食費を「その他分」に、それぞれ区分するなどしていた。しかし、特定入所者介護サービス費については、費目にかかわらず、指定施設サービス等に係る分はその全てを「施設等分」に、指定施設サービス等に係る分以外の分はその全てを「その他分」に、それぞれ区分することとなっている。したがって、同市が指定施設サービス等に係る分のうち食費を「その他分」に、指定施設サービス等に係る分以外の分のうち居住費を「施設等分」にするなどしていたのは、区分を誤ったものであった。

そこで、適正な区分に基づき負担金の交付額を算定したところ、計272万円が過大に交付されていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	負担金交付額	不当と認める 負担金交付額	摘要
山梨県	上野原市	平成29～ 令和元	10億5604万 円	272万 円	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
滋賀県	高島市	平成28、 令和元	16億9886万	190万	施設等分とその他分の区分を誤っていたものなど
徳島県	板野郡板野町	平成30	1億9900万	114万	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
計	3事業主体		29億5392万	577万	